毎週月.水.金曜日発行

富山県報

号 外(2)

目

次

教育委員会告示

○県立学校の学籍簿等の保管学校名の一部改正

1

公安委員会告示

○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

4

5

教育委員会訓令

- ○富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令
- ○富山県職員の服務の宣誓に関する条例施行規程を廃止する訓令

県立学校の学籍簿等の保管学校名の一部を改正する告示を次のように定め、公布する。

令和4年3月25日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会告示第3号

県立学校の学籍簿等の保管学校名の一部改正について

県立学校の学籍簿等の保管学校名(平成24年富山県教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

表の県立泊高等学校の項を削り、同表中

県立入善高等学校	県立入善高等学校
	県立入善高等学校舟見分校
	県立桜井高等学校舟見分校

な

県立入善高等学校

県立入善高等学校

문	外	(9)
7	_ / I*	14

令和4年3月25日 富山県報

県立泊高等学校
県立入善高等学校舟見分校
県立桜井高等学校舟見分校

に、

『県立富山北部高等学校 県立富山北部高等学校

を

県立富山北部高等学校 県立富山北部高等学校 県立水橋高等学校

に改め、同表の県立水橋高等学校の項を削り、同表中

県立高岡高等学校	県立高岡高等学校
	県立高岡中部高等学校
	県立高岡東部女子高等学校

を

県立高岡高等学校	県立高岡高等学校
	県立高岡西高等学校
	県立高岡女子高等学校
	県立高岡西部高等学校普通課程、家庭課程
	県立高岡中部高等学校
	県立高岡東部女子高等学校

に改め、同表の県立高岡西高等学校の項を削り、同表中

ı	県立南砺福野高等学校	県立南砺福野高等学校
		県立南砺平高等学校
		県立南砺総合高等学校福野高等学校
		県立南砺総合高等学校平高等学校
		県立南砺総合高等学校井波高等学校

県立福野高等学校
県立井波高等学校
県立福野高等学校平高等学校
県立福野高等学校平分校
県立福野高等学校井波分校
県立福野高等学校福光分校
県立福野高等学校北山田分校
県立福野高等学校太美分校
県立福野高等学校高瀬分校
県立福野高等学校福野分校
県立福野農業高等学校
県立福野工業高等学校

を

県立南砺福野高等学校	県立南砺福野高等学校
	県立南砺平高等学校
	県立南砺福光高等学校
	県立南砺総合高等学校福野高等学校
	県立南砺総合高等学校平高等学校
	県立南砺総合高等学校井波高等学校
	県立南砺総合高等学校福光高等学校
	県立福野高等学校
	県立井波高等学校
	県立福野高等学校平高等学校
	県立福光高等学校
	県立福野高等学校平分校
	県立福野高等学校井波分校

-	県立福野高等学校福光分校
	県立福野高等学校北山田分校
	県立福野高等学校太美分校
	県立福野高等学校高瀬分校
	県立福野高等学校福野分校
	県立福野農業高等学校
	県立福野工業高等学校

に改め、同表の県立南砺福光高等学校の項を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(教・県立学校課)

富山県公安委員会告示第23号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について 富山県公安委員会が行う交通規制について(昭和46年富山県公安委員会告示第 125号)の一部を次のように改正し、令和4年3月25日から施行する。

令和4年3月25日

富山県公安委員会

委員長 神 川 康 子

別表第1 (1)通行禁止

高岡市の項第 233号に次の1号を追加する。

高岡市	県道小矢 高岡市西海老坂4 34 部伏木港 線 高岡市守護町一	1330 m	終日	大型等	
-----	---------------------------------------	--------	----	-----	--

別表第5最高速度の指定

富山市の項第 153号を次のとおり改める。

富山市 153 県道	富山市北押川1023番地から 富山市三熊630番地まで	2660m	終日	30	
------------	--------------------------------	-------	----	----	--

富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。 令和4年3月25日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会訓令第1号

県立学校

富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

富山県立学校職員服務規程(昭和32年富山県教育委員会訓令第4号)の一部を次 のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(教・教職員課)

富山県職員の服務の宣誓に関する条例施行規程を廃止する訓令を次のように定め、 公表する。

令和4年3月25日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会訓令第2号

庁 本

出先機関

教育機関

富山県職員の服務の宣誓に関する条例施行規程を廃止する訓令 富山県職員の服務の宣誓に関する条例施行規程(昭和26年富山県教育委員会訓令 第 101号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(教・教育企画課)

令和4年3月25日印刷発行

発 行 富

山

県